

ふくぎん NISA

少額投資
非課税制度

NISAを利用して投資信託を始めてみませんか？

ポイント①
非課税期間は
最長 **5** 年間

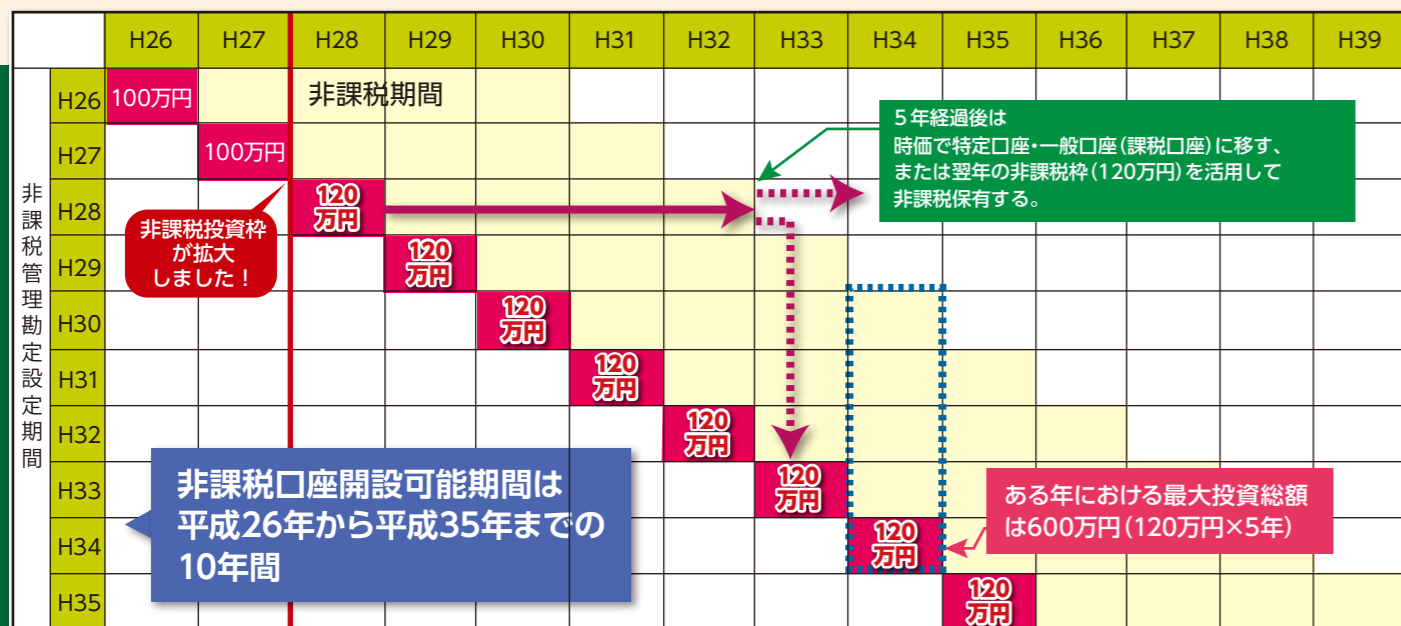
ポイント②
毎年最大
120 万円 × **5** 年間の
買付が可能

ポイント③
日本にお住いの
満**20**歳以上の
個人の方が利用可能

※口座開設をされる年の1月1日時点

◎ふくぎんNISAは、ふくぎんジュニアNISAの開始に伴い、『成人NISA』と説明することがあります。

制度のしくみ



値上がり益・
分配金(普通分配金)が
非課税に



投資開始	分配時	換金時
投資元本	普通分配金が非課税になります。	値上がり益が非課税になります。
	普通分配金 値上がり益	値上がり益
投資元本	投資元本	投資元本

ふくぎん ジュニアNISA

未成年者
少額投資
非課税制度

こども一人あたり年間80万円までの資金を、
非課税で運用できる制度です。

株式や投資信託の運用益には20.315%の税金(申告分離課税)が課せられますが、「ジュニアNISA」で運用すれば、この税金がかかりません。

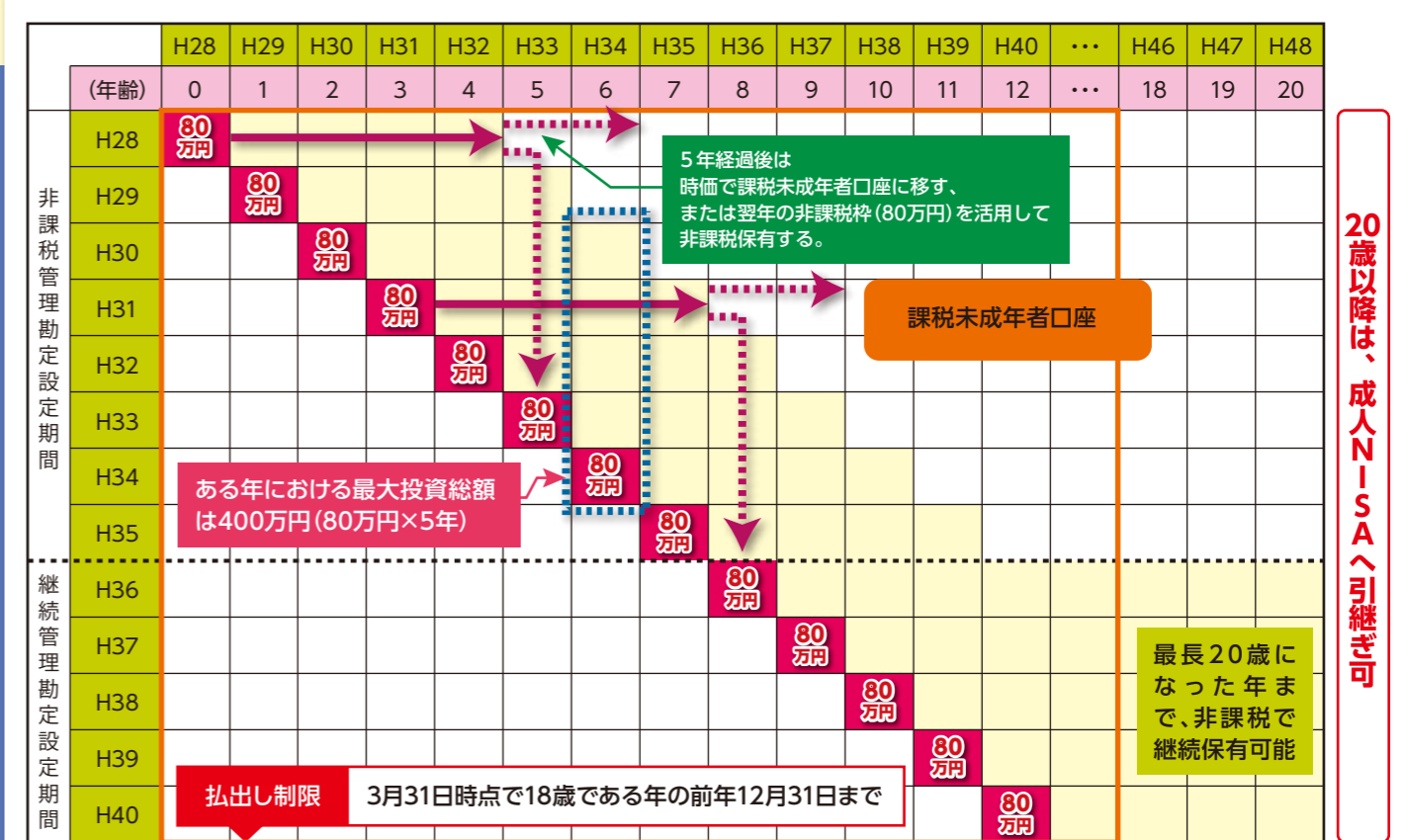
ポイント①
非課税期間は
最長 **5** 年間

ポイント②
毎年最大
80 万円 × **5** 年間の
買付が可能

ポイント③
日本にお住いの
満**19**歳までの
個人の方が利用可能

※口座開設をされる年の1月1日時点

制度のしくみ



制度の注意事項

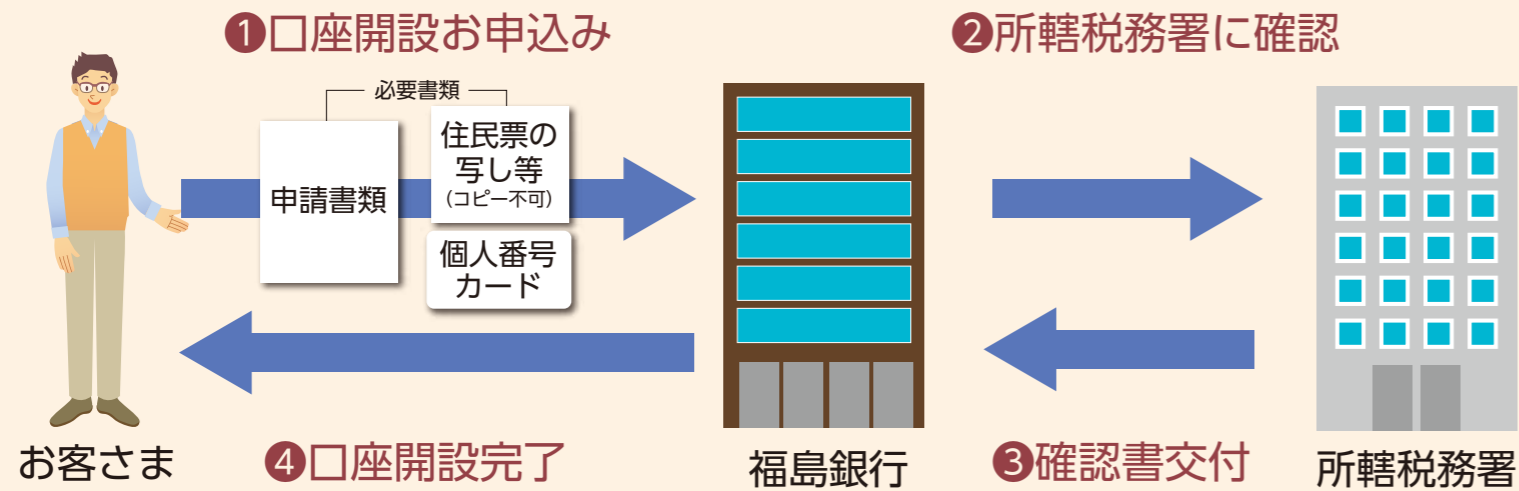
開設後は金融機関の変更はできません

ジュニアNISAは成人NISAとは異なり、口座を開いた金融機関を後から変更することはできません。証券会社や銀行、郵便局などの取扱金融機関で、1人につき1つの口座のみの開設となります。

18歳になるまで払出し制限があります

ジュニアNISAは、3月31日時点で18歳である年の前年の12月31日まで、払出しの制限があります。
※ただし、災害等やむを得ない場合には、税務署の確認を受けることにより非課税での払出しが可能となります。

NISAに関するお手続きの流れ



●口座開設完了までは、お申込より1ヵ月程度の期間が必要となります。(受付状況により1ヵ月を超過する場合があります。)

《必要書類等》

- ◎証券総合取引口座開設届出書(既に証券口座を開設されている方は除きます)
 - ◎非課税口座開設届出書等
 - ◎現住所の「住民票の写し(基準日の住所と現住所が同じお客さまの場合)」
または基準日の住所の「消除された住民票の写し、(基準日の住所が異なるお客さまの場合)」
 - ◎個人番号を確認することができる書類(個人番号カード、通知カードと運転免許証や健康保険証などの身元確認書類等)
 - ◎証券総合取引口座のお届出印
- ※勤定設定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日までの場合、基準日は平成25年1月1日となります。

ジュニアNISAと成人NISAの概要

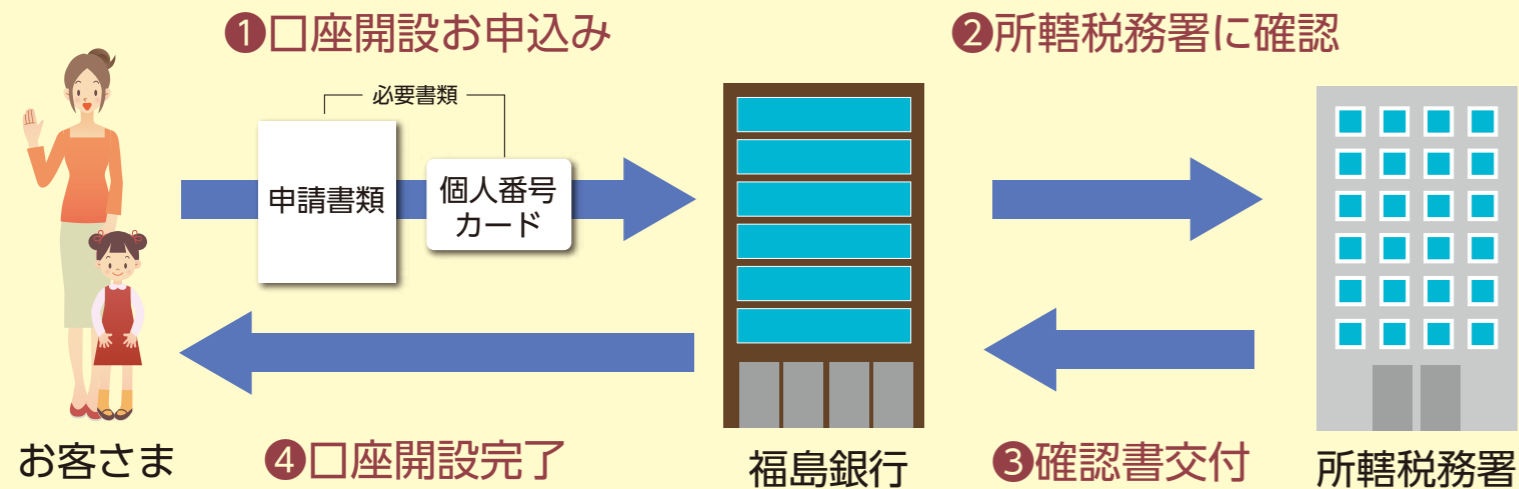
		ジュニアNISA	成人NISA
口座開設の条件	対象者	居住者等 or 日本に居住する者	
	年齢	0歳～19歳	20歳以上
	金融機関変更	不可	可能
	口座開設	1人1口座	
お取引の概要	運用管理者	原則として親権者等	本人
	年間の非課税投資枠	80万円	120万円
	非課税期間	最長5年間 ^{※1}	最長5年間
	口座開設可能期間	平成28年4月～平成35年 (平成28年4月より投資可能)	平成26年～平成35年
	払出し制限	18歳まで払出し不可 ^{※2}	制限なし
	対象商品	公募株式投資信託	
	非課税の対象	未成年者口座内の 公募株式投資信託の 収益分配金や譲渡益など ^{※3}	非課税口座内の公募株式 投資信託の収益分配金や 譲渡益など

※1 平成36年から平成40年までの各年に継続管理勤定(ロールオーバー専用勤定)が設定され、口座開設者が満20歳になるまで非課税で保有可能です。新規投資はできません。

※2 3月31日時点で18歳である年の前年の12月31日まで払出し制限があります。また災害等のやむを得ない事由を除き、払出制限期間中に払出しされた場合には、受領した利益に対して遡及して課税されます。

※3 払出された配当等および譲渡代金については、課税未成年者口座において管理されます。

ジュニアNISAに関するお手続きの流れ



●口座開設完了までは、お申込より1ヵ月程度の期間が必要となります。(受付状況により1ヵ月を超過する場合があります。)

●ジュニアNISA口座は、2016年4月からご利用可能です。

《必要書類等》

- ◎証券総合取引口座開設届出書
- ◎未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者非課税口座開設届出書
- ◎個人番号を確認することができる書類(個人番号カード、通知カードと運転免許証や健康保険証などの身元確認書類等)
- ◎証券総合取引口座のお届出印
- ◎代理人の代理権確認書類
- ◎代理人の身元確認書類(親権者自身の運転免許証や健康保険証など)
- ◎運用管理者届出書

投資信託に関するリスク事項および、留意事項について

- 投資信託には元本割れのリスクがあります。
- 投資信託の投資対象である国内外の株式や債券の価格変動、外国為替の相場変動等により、投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- 投資信託は預金ではありません。
- 投資信託は預金保険の対象ではありません。預金保険についてはお近くの本支店窓口までお問い合わせください。
- ご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託をご購入の際は、最新の契約締結前交付書面(「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」)を必ずお読みください。これらは福島銀行本支店等にご用意しております。
- 福島銀行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。
- 投資信託には信託期間中に中途換金できないものや、換金日時が事前に制限されている商品がございます。
- お客さまの投資の目的、ご意向などにより投資信託のご購入をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- お客さまにお支払いいただく費用・手数料について
 - ◎購入時/申込手数料<申込代金の3.24%(税込)を上限とします>
 - ◎運用期間中/信託報酬<純資産総額に対して、年率2.11%(税込)*を上限とします>* H27.9.9現在の値です。取扱投資信託の変更等により変動する可能性があります。/その他<売買委託手数料、監査費用等>
 - ◎換金時/信託財産留保額<換金時の基準価額の0.50%を上限とします>